

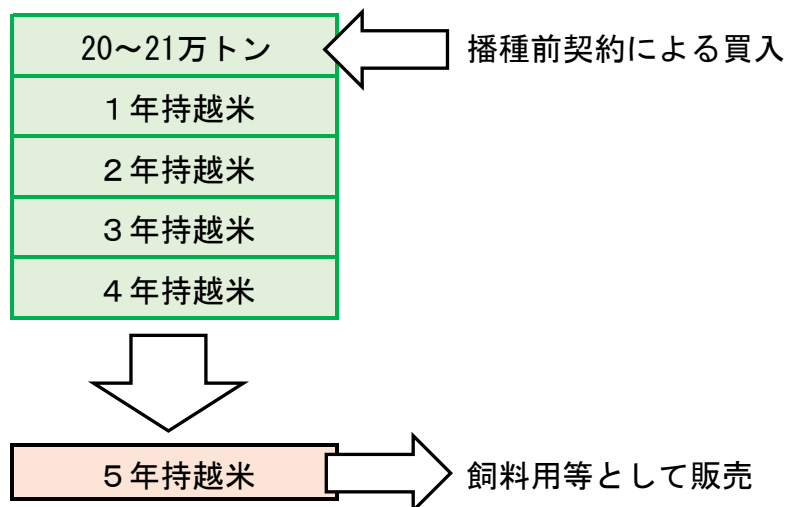
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン～21万トン（※）買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度とし、CPTPP協定後は豪州枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度としてきたが、会計検査院の指摘を踏まえ、今後、豪州枠の輸入量に相当する量の買入れは、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模となるよう見直し。これに即して備蓄運営が行われれば、基本的な買入数量は20万トン～21万トンとなる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則20～21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度



政府備蓄米の現在の在庫状況

※ 令和7年3月～6月末までの主食用米への政府備蓄米の販売（36万トン）により、令和7年6月末在庫は60万トン。

【最近の買入数量】

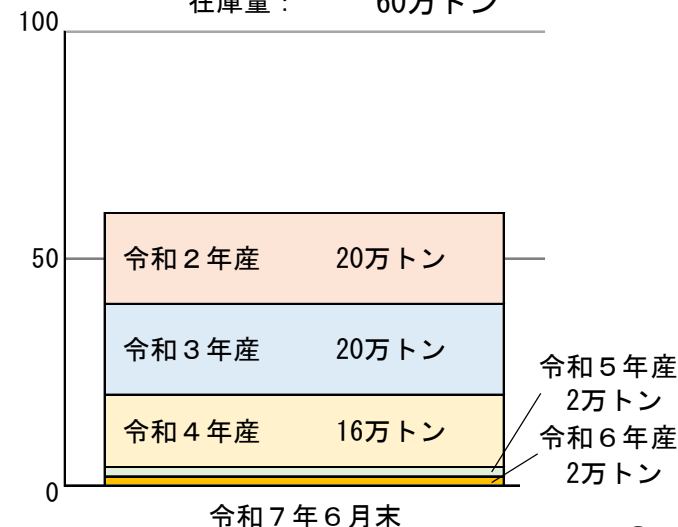
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	20万トン
令和5年産	19万トン
令和6年産	16万トン

注1：令和7年産米の買入れは、需給状況にかんがみ、当面中止している。

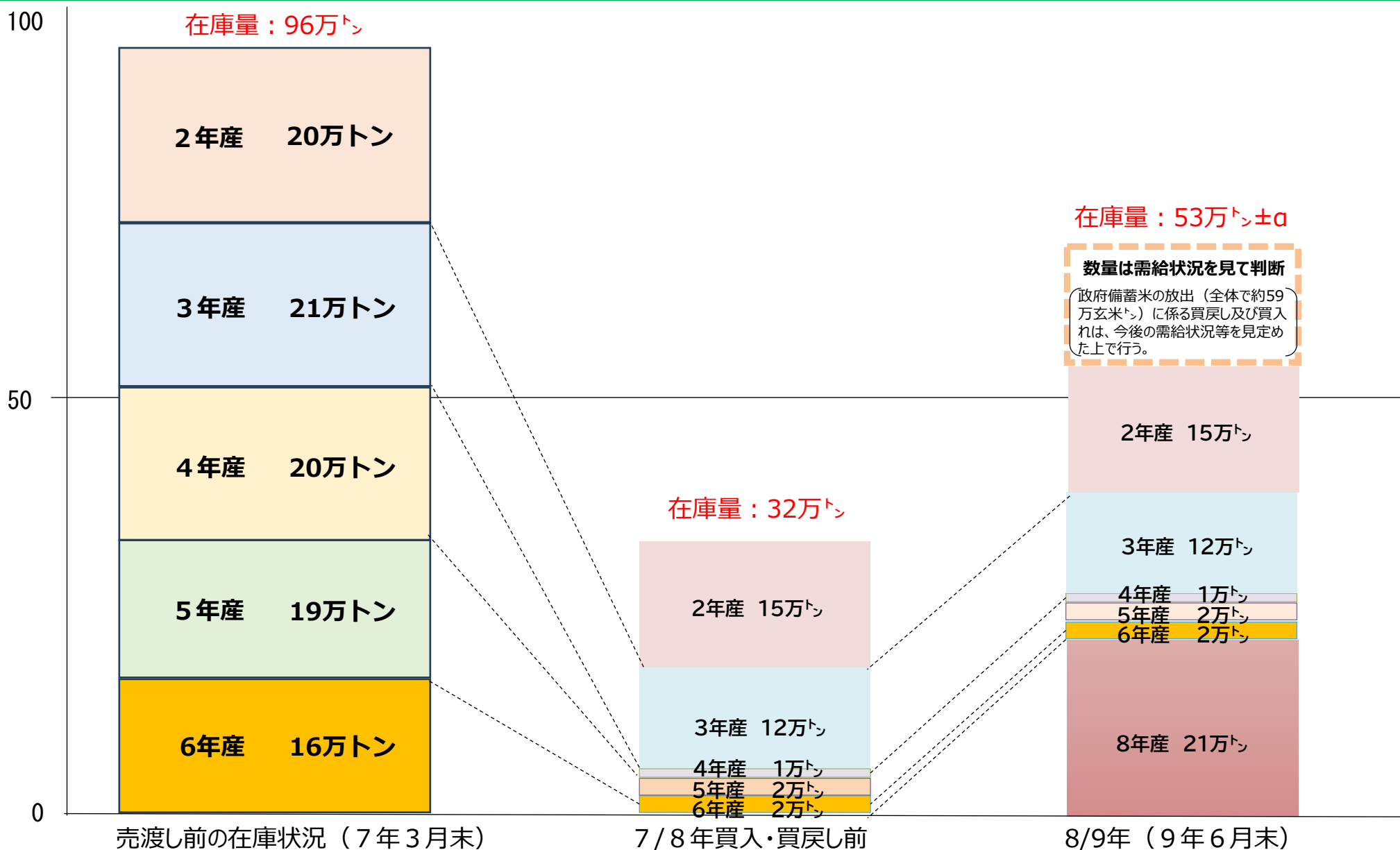
注2：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

【現在の備蓄状況】

在庫量： 60万トン



政府備蓄米の在庫状況について



※ 買戻し条件付き売渡し31万トン（契約数量ベース）、随意契約による売渡し28万トン（申込確定数量ベース）、加工原材料用への売渡し5万トン（申込申請数量ベース）、計64万トン

日本における穀物等の備蓄（備蓄水準とその考え方）

- 現在、米、食糧用小麦、飼料穀物について国として備蓄事業を実施。
- 備蓄水準は、
 - ・ 自給している米については、「国内の不作に対し（緊急輸入等せず）に国産米でもって対処し得る水準」、
 - ・ 多くを輸入に依存している食糧用小麦と飼料穀物については、「不測時に、代替輸入先からの輸入を確保するまでの期間に対処し得る水準」を確保することを基本に設定。

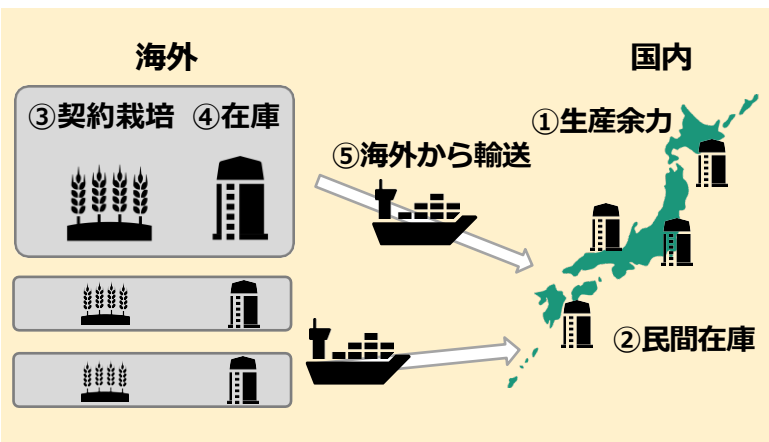
	品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
国産	米	100万トン程度	10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準 ・ 2001年当時の需要量をベースに設定 （2011年の回転備蓄方式から棚上備蓄方式への変更時に、引き続き100万トン程度として設定）
輸入	食糧用小麦	国として 外国産食糧用小麦の需要量の2.3カ月分 （90万トン程度）	過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滞による船積遅延の経験等を考慮した水準 ・ 代替輸入に4.3カ月程度必要 ・ すでに契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量は2カ月分程度 ・ 差し引き2.3カ月分程度の備蓄が必要
輸入	飼料穀物	100万トン程度	不測の事態における海外からの供給遅滞・途絶、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に対処し得る水準 ・ 過去に備蓄を活用した最大実績は75万トン（東日本大震災時） ・ 海上輸送中の飼料穀物約100万トンが存在しており、備蓄飼料穀物とあわせて2カ月程度のストックとなり、この間に代替輸入国への変更等が可能
輸入	食品用大豆	需要量の約1カ月分 （1981～1994年度は8万トン） 廃止直前の2010年度は約2週間分の3万トン	過去の国際的な供給不安、輸出規制等を考慮した水準 （1974年の備蓄事業開始以降、一度も備蓄の放出が行われていないこと等を理由に2010年度をもって廃止）
	2010年度をもって廃止		

日本における穀物等の備蓄（効果的・効率的な備蓄の考え方、備蓄の負担）

- 備蓄には倉庫における保管経費などが必要であり、コストがかかる仕組み。過去に大豆の備蓄事業が廃止された理由も、財政支出に伴う政策効果が疑問視されたため。
- 全てを国内の倉庫で保管するという考え方ではなく、①国内の生産余力、②国内の民間在庫、③海外の生産農地（日本向け契約栽培）、④海外の倉庫の在庫、⑤海外からの輸送過程等を含め、総合的な備蓄として評価すべきではないか。

総合的な備蓄の考え方

- ① 国内の生産余力
 - ② 国内の民間備蓄
 - ③ 海外の生産のうち（日本向け契約栽培）
 - ④ 海外の倉庫の在庫
 - ⑤ 海外からの輸送過程
- 等を含め、総合的な備蓄として評価



品目 備蓄水準	経費負担等の考え方 (2021年度 決算額)	備蓄1トン当たりの 2021年度決算額 (追加的費用) ※
米 100万トン程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄分の所有権は国 ・ 備蓄は100%国費 売買及びその管理を委託 保管経費等：約113億円 売買損益：約▲377億円	約4万9,000円/ト 注：買入費を含むことに留意
食糧用小麦 国として 外国産食糧用小麦の 需要量の2.3カ月分 (90万トン程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄分の所有権は企業に移転 ・ 国家備蓄として、製粉企業等が 需要量の2.3カ月分を備蓄した場合に、 1.8カ月分の保管経費を100%助成 保管経費等：約42億円	約4,700円/ト
飼料穀物 100万トン程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄分の所有権は企業 ・ 配合飼料メーカー等が事業継続計画に に基づき実施する飼料穀物備蓄に対し、 その費用の一部（約75万トンの保管経費の 1/3以内等）助成 保管経費等：約15億円	約1,900円/ト
食品用大豆 需要量の約1カ月分 (1981～1994年度は8万トン) 廃止直前の2010年度は約 2週間分の3万トン 2010年度をもって廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄分の所有権は企業 ・ 国の大豆備蓄計画等に基づいて実施 する食品用大豆の保管経費を100%助 成 保管経費等：約3億円 (2010年度予算額)	約10,000円/ト 注：2010年度予算額ベース

※ 2021年度決算額を備蓄水準で単純に除して算出した値

東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄

精米備蓄事業

《背景》

- ・東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
- ・大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

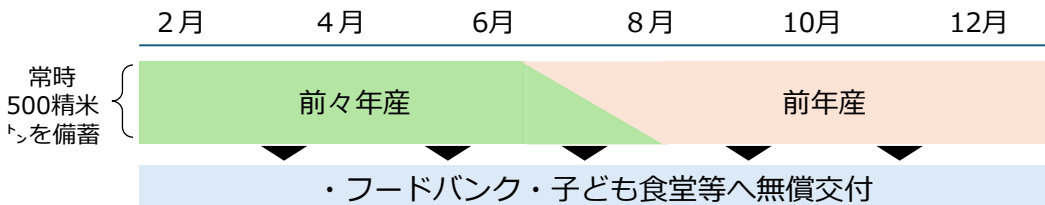
《具体的な実施スキーム》

- 平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米（無洗米）形態での備蓄を実施
- ・備蓄量：500トン（東日本大震災発生～4月20日までの被災地向け精米供給量に相当）
- ・実施主体：政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等
- 備蓄米は、更新前にフードバンク等へ

《対応実績》

- ・平成28年4月の「熊本地震」発生を受け、27年産約86トンを供給

備蓄用精米の切り替え（イメージ）



* 備蓄用精米の切り替えの時期はイメージ。各年度の在庫状況によって変更します。

食味等分析試験及び販売実証の結果概要

○ 食味等分析試験の結果概要（平成24年産～平成30年産において実施）

備蓄期間	理化学分析			食味評価	
	水分(%)	脂肪酸度(mg)	濁度(ppm)	基準米との比較による総合評価	主観による絶対評価
基準米	14.3	3.0	12.0	-	-
2ヶ月	14.6	3.2	11.4	-0.1	3.5
4ヶ月	14.3	4.8	14.5	-0.6	2.7
6ヶ月	14.1	5.7	14.6	-0.3	2.8
8ヶ月	14.2	5.3	16.4	-1.1	2.2
10ヶ月	14.3	6.8	17.1	-1.4	2.0
12ヶ月	14.4	7.6	14.9	-1.3	2.0
14ヶ月	14.2	7.6	15.0	-1.4	1.9
16ヶ月	14.2	7.8	13.4	-1.5	2.0
18ヶ月	14.3	8.4	13.9	-1.7	1.8

※1 食味等分析試験（理化学分析及び食味評価）は、分析機関に委託（食味評価（官能試験）は20名のパネリストにより実施）。

※2 精米備蓄を実施した産地品種銘柄の平均（ただし、胚芽の残存が多く見られ、無洗米形態での備蓄可能期間を調べる本試験の試料に適さなかった産地品種銘柄を除く）。

※3 備蓄用精米（無洗米）は、温度15℃以下、湿度60～65%（目安）の低温倉庫で保管。

（参考）水分は、農産物規格規程における精米（完全精米・一等）の基準が15.0%以下とされている。

・脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている（特段の基準はなし）。

・無洗米の濁度は、40ppm以下とされている（米穀公正取引推進協議会の濁度基準による）。

・基準米との比較による総合評価は、基準米を0として、±4の9段階で評価（“-1”は「わずかに不良」）。

・主観による絶対評価は、「5. 非常においしく食べられる」、「4. おいしく食べられる」、「3. 普通に食べられる」、「2. 少し劣るが食べられる」、「1. 受け入れられない」の5段階で評価。

⇒ 15℃以下で保管した場合、精米後12ヶ月経過しても食味は大幅に低下しないという結果

○ 販売（非主食用への販売）の概要

令和8年2月現在

販売開始	備蓄期間	提示数量(t)	申込数量(t)	落札数量(t)	販売期間
R5年3月	12ヶ月	71	398	71	1ヶ月
R5年4月	9・12ヶ月	72	326	72	1ヶ月
R5年7月	13ヶ月	85	175	85	1ヶ月
R5年9月	13ヶ月	53	381	53	1ヶ月
R5年11月	13ヶ月	61	473	61	1ヶ月
R6年3月	13ヶ月	153	923	153	1ヶ月
R6年7月	13・14ヶ月	54	331	54	1ヶ月
R7年2月	15・16・17・19ヶ月	208	1237	208	1ヶ月

⇒ 販売時期の需給・価格によって、応札意欲や応札価格が影響されている。

CPTPP豪州枠に係る会計検査院からの指摘について

- CPTPPにおいて設定されたコメの豪州枠については、TPP大綱に基づき「国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる」ことで当該国別枠の輸入量の増加による主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断。
- 今般、会計検査院から、豪州枠の取扱い（枠数量に対する輸入数量が10分の1程度にとどまっている実態）について、「対策として見合っていない規模の備蓄米を買い入れている状況の下、当該施策が効果的、効率的に実施されるよう、施策の実施状況や効果の発現状況について引き続き検証し、定期的に点検・見直しを進めていくこと」との指摘を受けたところ。

【これまでの豪州枠及び豪州産米の輸入実績】

(単位:実トン)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
枠数量	2,000 (※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720
輸入数量	1,120	3,459	595	620	520	6,198
消化率	56%	58%	10%	10%	8%	92%
備蓄米買入れ		令和元年1月 令和元年産 8,000実ト (9,000玄米ト)	令和2年1月 令和2年産 6,000実ト (7,000玄米ト)	令和3年1月 令和3年産 6,240実ト (7,000玄米ト)	令和4年1月 令和4年産 6,480実ト (7,000玄米ト)	令和5年1月 令和5年産 6,720実ト (8,000玄米ト)

注1:協定が平成30年12月に発効したため、平成30年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量(※)。

注2:初年度(平成30年度)の国別枠輸入の対策として、翌年産(令和元年度)の備蓄米買入れにおいて当該国別枠相当分を上乗せした数量の買入れを実施。

【会計検査院からの指摘抜粋】

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「農林水産分野におけるTPP等関連政策大綱に基づく施策に関する会計検査の結果について」

第3 検査の結果に対する所見

2 所見

(2) 施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況について

イ 経営安定対策に係る施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況

(7) 政策別の施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況

a 米の経営安定対策に係る主要施策において、対策として見合っていない規模の備蓄米を買い入れたり、また、米、麦及び甘味資源作物の経営安定対策に係る主要施策において、定量的な成果目標が設定されていなかったりしている状況の下、当該3品目に係る施策が効果的、効率的に実施されるよう、施策の実施状況や効果の発現状況について引き続き検証し、定期的に点検・見直しを進めていくこと

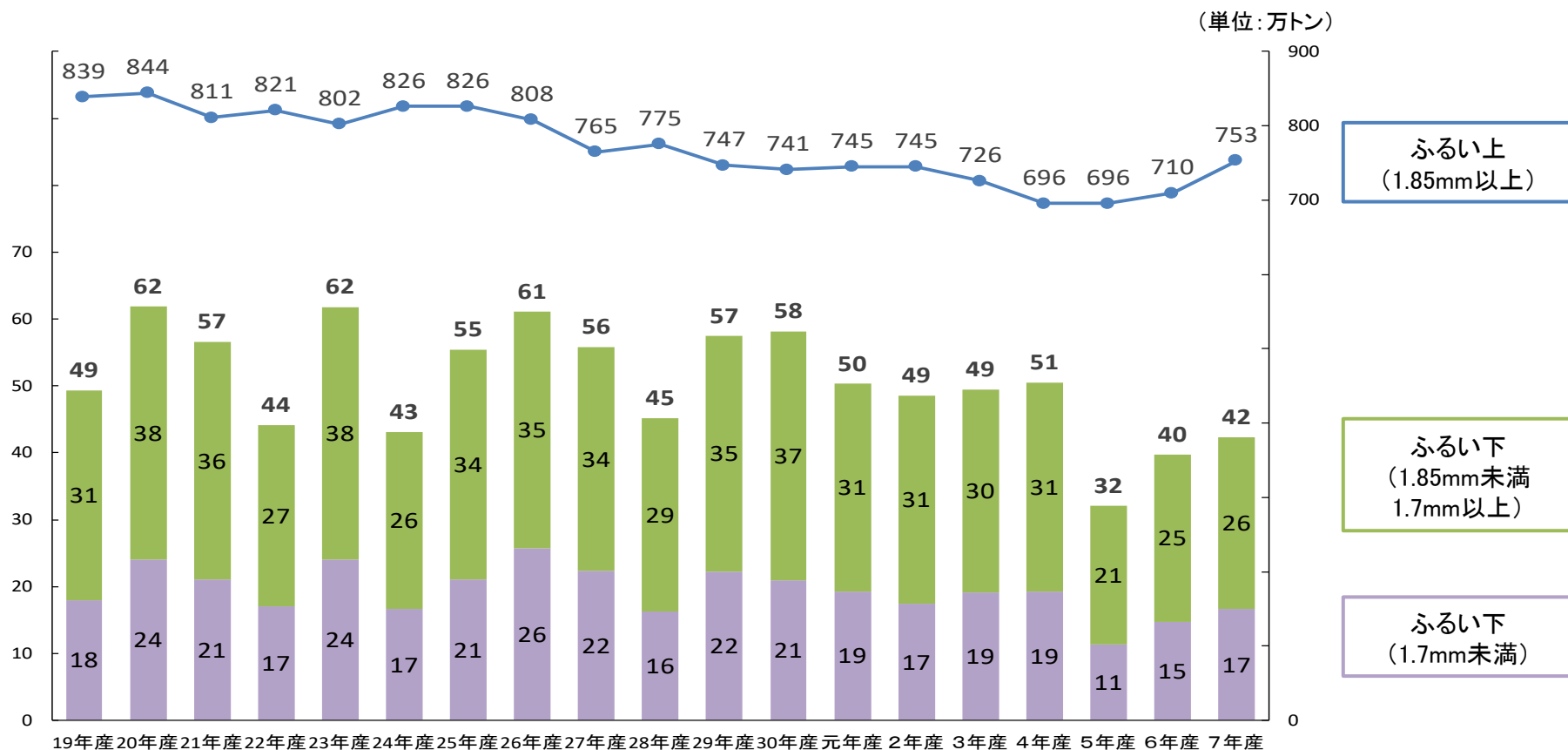
総合的なT P P等関連政策大綱に基づく豪州枠に係る備蓄米の運営方法の見直し

- 会計検査院からの豪州枠の取り扱いについての指摘を踏まえ、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模の買入れとなるよう見直し。
- 具体的には、これまで「枠数量」（4～3月）を事前（当該年産を播種前契約）に買っていたところ、令和6年産米からは、「実際の輸入数量」（1～12月）を事後（翌年産を播種前契約）に買入れ。

	令和5年産米までの対応 【令和5年産米買入時の例】	令和6年産米からの対応 【令和6年産米買入時の例】
豪州 枠数量	R5年4月 R6年3月 ← 令和5(2023)年度 → <div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠数量 6,720実トン</div>	R5年4月 R6年3月 ← 令和5(2023)年度 → <div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠数量 6,720実トン</div>
実際の 輸入数量	← R5年4月～R6年3月 輸入実績 X <div style="border: 1px solid black; background-color: #C8E6C9; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">R5年4月～R6年3月 輸入実績 X</div>	R5年1月 R5年12月 ← R5年1～12月 輸入実績 Y <div style="border: 1px solid black; background-color: #F080F0; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">R5年1～12月 輸入実績 Y</div>
備蓄米 買入数量	R5年1月 <div style="border: 1px solid black; background-color: #FFF9C4; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">R5年産米 6,720実トン (8,000玄米トン)</div>	R6年1月 <div style="border: 1px solid black; background-color: #FFF9C4; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">R6年産米 Y実トン (Y'玄米トン)</div>

ふるい下米の発生量（推計）

- 令和5年産は、記録的な高温等により粒が充実し、ふるい上米の生産量は令和4年産と同程度であったが、ふるい下米の発生量が減少。
- 令和6年産のふるい下米の発生量は40万トン程度と、著しく低水準であった令和5年産に比べて増加したものの、例年よりは少ない水準。
- 令和7年産米のふるい下米の発生量は42万トン程度。全体に占めるふるい下米の割合は5.3%程度であり、令和6年産と同水準。



注1：1.85mm以上ふるい上米の生産量及び1.85mm未満1.7mm以上ふるい下米の発生量は、統計部により公表されているふるい目幅別収穫量（子実用）により推計。
 注2：1.7mm未満ふるい下米の発生量は、統計部により公表されている10a当たり粗玄米重と10a当たり玄米重の差に子実用作付面積を乗じて推計。

MA米及び政府備蓄米の加工原材料用途への販売について

- MA米の加工原材料用途への販売数量は、国産加工原材料用米穀（ふるい下米等）の供給量の減少を受け、前年から大幅に増加した令和6年度に引き続き、令和7年度においても、約14万トンと近年の販売数量と比べて多い水準。令和7年11月から令和8年2月までの販売数量は、前年同期比+1%。
- 加工用米の生産量の減少やふるい下米発生量の減少に伴う国産加工原材料用米穀の不足に対して、政府備蓄米を、令和6年度に1万トン、令和7年度に約5万トン販売。

■MA米の加工原材料用途への販売数量の動向(速報)

(単位:実トン、%)

		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
販売 数量計	2年度	12,741	12,272	10,450	15,045	14,973	6,957	7,768	8,571	5,820	6,396	11,530	9,651	122,174
	3年度	11,101	11,010	10,830	9,626	10,459	7,274	6,474	7,932	6,036	6,150	8,833	8,013	103,738
	4年度	7,929	10,265	7,932	8,056	10,421	5,247	5,986	5,975	5,016	6,318	8,170	5,337	86,653
	5年度	5,920	7,504	6,252	7,644	8,584	4,151	5,004	6,025	4,810	6,276	11,123	8,006	81,299
	6年度	9,577	10,712	10,015	12,687	15,352	11,466	13,930	14,235	8,694	9,374	14,736	11,045	141,822
	7年度	14,589	14,319	7,503	9,867	13,147	9,227	11,515	15,563	12,996	10,209	11,056	12,940	142,931
	(前年比)	(152%)	(134%)	(75%)	(78%)	(86%)	(80%)	(83%)	(109%)	(149%)	(109%)	(75%)	(117%)	(101%)
	8年度	14,317	13,763	7,516	11,197									46,793
(前年同期比)	(98%)	(96%)	(100%)	(113%)									(101%)	

注1：年度は米穀年度（前年11月から当年10月まで）。

注2：令和8米穀年度は速報値。

■政府備蓄米の加工用途向け販売実績

(単位:玄米トン)

販売年度 (販売米穀)	販売数量
平成24年度 (平成18年産米)	43,843
平成25年度 (平成18年産米)	26,854
令和6年度 (令和2年産米)	10,000
令和7年度 (令和2年産米)	52,172

注1：政府所有備蓄備蓄用精米の加工用途向け販売実績は除く。

注2：令和7年度の販売数量は、令和8年2月20日時点の契約数量。

加工原材料用向け政府備蓄米の販売について（令和7年度）

- 令和6年産加工原材料用米穀の取引価格の高騰に加え、ふるい下米の発生量の減少により、加工原材料用の国内産米が不足。また、7年産の加工用米の作付意向が減少し、加工原材料用米穀の価格の高騰や原料確保が困難な状況が続くことが想定されることから、政府備蓄米を加工原材料向けに随意契約により販売。

<随意契約による政府備蓄米の加工原材料用向け販売>

販売開始時期

令和7年8月1日から、申込受付開始（令和7年10月末まで）

販売対象者

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。）第4章I第2の1の(2)及び(3)に規定する加工原材料用の買受資格を有する者であって、加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の令和4年産から6年産までのいずれかで取組実績があり、かつ令和7年産の加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）について、取組計画のある者（今回の政府備蓄米の購入契約数量以上に令和8年産の加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の購入を希望する者に限る。）であること。
ただし、産地の都合で令和7年産の取組計画が立てられなかった者については、取組実施主体との取引ができなかった旨の証明をもって申し込みができるものとする。

販売対象用途

加工原材料用の使用用途：基本要領第4章I第1の2の(2)の各号に掲げる使用用途。

- ア 酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）リキュール類用、スピリッツ用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粋酵母用）
- イ 調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）
- ウ 菓子用（米菓用又は和菓子用）
- エ 米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）
- オ 加工品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススターチ用、味米用、いり玄米スープ用又は水産練製品用）
- カ 小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用）
- キ その他農産局長が必要と認める用途（※）

（※）清酒用、加工米飯用（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）、ビタミン強化米用、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品用、包装もち用又は米穀粉混入製品用

販売対象米穀・数量等

対象米穀：令和2年産政府備蓄米
（玄米（水稻うるち玄米1・2等）、精米）

対象数量：7万5千トン（玄米5万2千トン、精米2万3千トン）
※申込数量：5万トン

申込限度数量：加工用米及び新規需要米（米粉用米）の令和4年産から6年産までのいずれかの取組契約実績と7年産の取組計画数量の差（7年産不足分）を上限とする。

販売価格：玄米 151,840円/トン（税抜き）
精米 187,460円/トン（税抜き）

引渡期間：令和7年8月21日～令和8年2月末

政府備蓄米の無償交付(こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支援)

背景・目的

○学校給食における **ごはん食の拡大を支援**するための政府備蓄米の**無償交付制度**の枠組みの下、こども食堂・こども宅食、フードバンクにおいて**食育の一環としてごはん食の推進を支援**。

こども食堂・こども宅食(事業内容等)

〔こども食堂・こども宅食〕

(支援対象) **ごはん食の提供又は食材としてお米を提供・配付する団体・運営者の取組**

(支援要件) 食事の提供やお米を配付する際などに、ごはん食の魅力を伝えるなどの**食育の取組を行うこと**

(支援上限) 団体ごとに**一申請当たり600kg(年度内に合計5回の申請が可能)**

(申請先)

農林水産省ホームページにおいて公表

フードバンク(事業内容等)

〔フードバンク〕

(支援対象) **食育活動を支援するフードバンク**

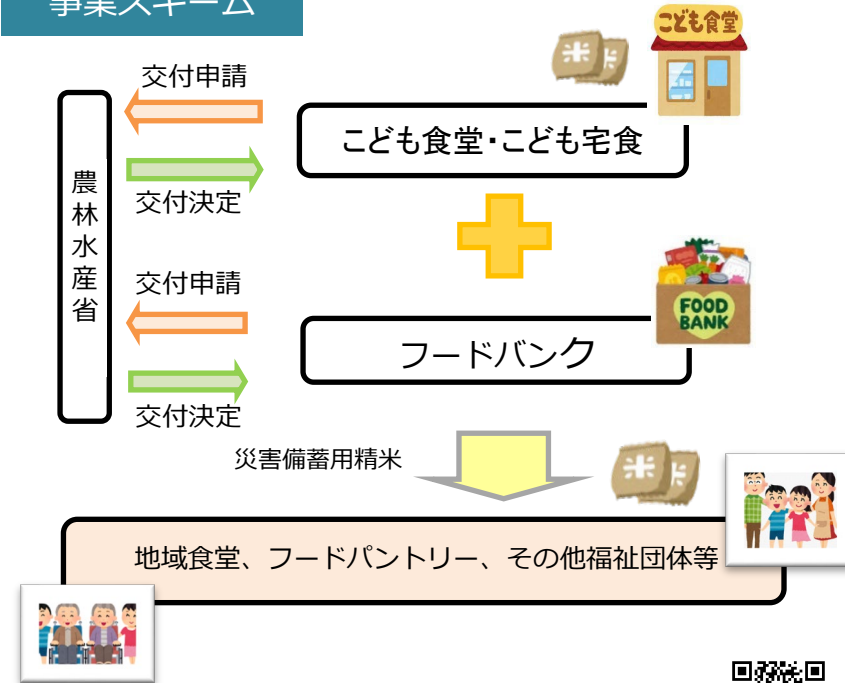
(支援要件) ①**法人格を有していること**、②**団体として1年以上の活動実績があること**、③**「食品寄附ガイドライン」に基づく食品の取扱いを行っていること**、④**地方公共団体と連携した取組を行っていること**など

(支援上限) 申請団体ごとに、当該団体における**前年度の食品取扱実績の1/5以内(50トンを上限)**

(申請先)

農林水産省ホームページにおいて公表

事業スキーム



お問い合わせ先

申請様式等、詳しくはこちら ▶▶



担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦流通加工対策室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6223
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

※上記以外の各都道府県(地域拠点)の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください